

流通確認業務サービス以外で軽自動車情報提供サービスを受けている場合の情報提供料免除申請

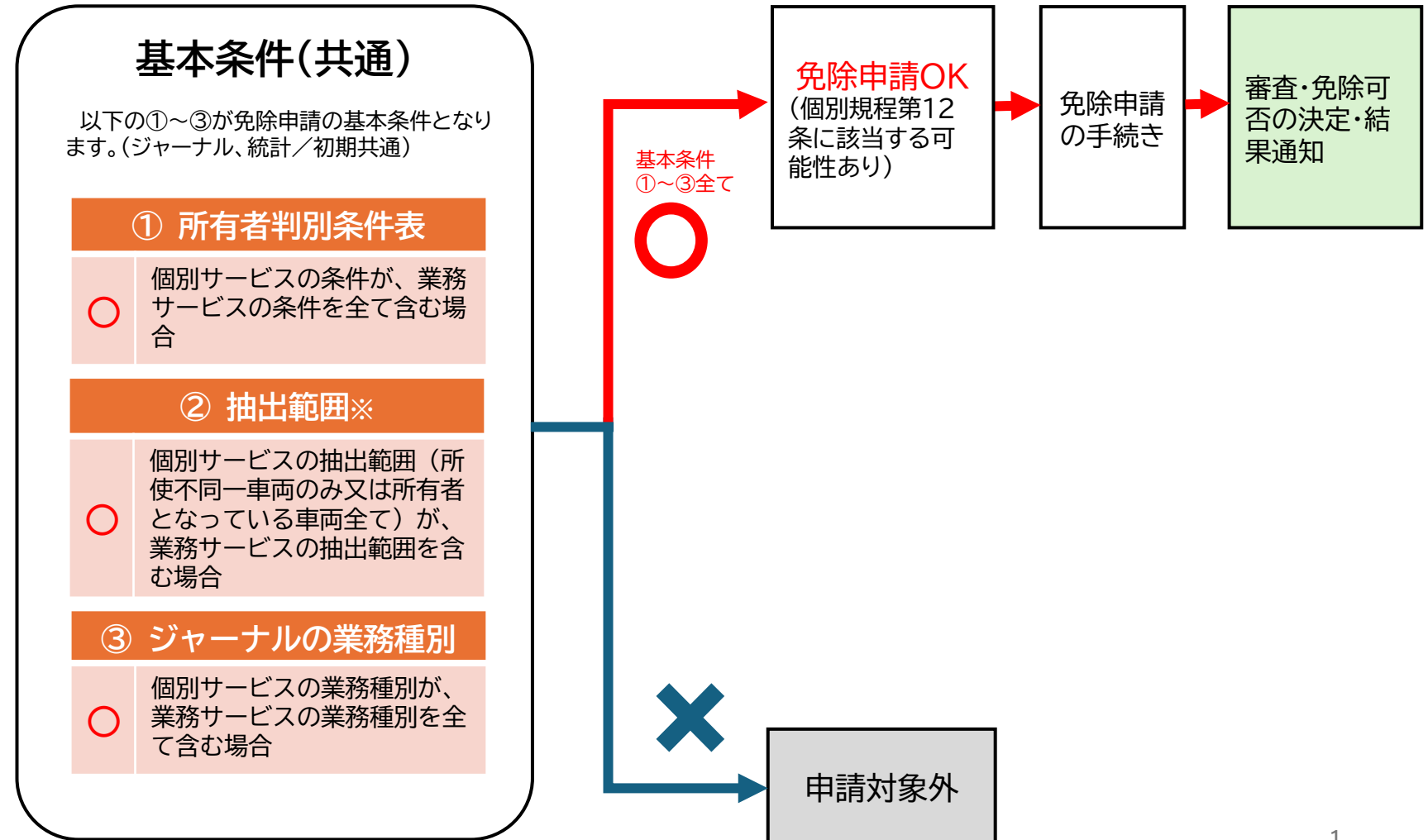
① 情報提供料(ジャーナル)の免除申請の簡易フロー

【フロー内の用語】 ①「業務サービス」…流通確認業務サービス ②「個別サービス」…業務サービス以外の軽自動車検査情報提供サービス

業務サービスで利用する検査情報提供サービスについて、個別サービスにおいても利用条件が重複する場合は、業務サービスの情報提供料（統計／初期及びジャーナル）について、料金の免除が可能となるよう「流通確認業務サービスに係る個別規程」を改正いたしました。

各簡易フローを活用いただき、申請が可能な場合は、個別規程をご確認のうえ、手続きをお願いいたします。

ご不明点などございましたら、全軽自協事務所までご連絡くださいますようお願いいたします。



② 情報提供料(統計／初期)の免除申請の簡易フロー

【フロー内の用語】 ①「業務サービス」…流通確認業務サービス ②「個別サービス」…業務サービス以外の軽自動車検査情報提供サービス

